

一般社団法人鳥取県社会福祉士会 事務局の組織及び運営に関する規則

2010年3月13日制定

2019年3月 9日改正

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第59条第4項に規定する事務局の組織及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 事務局は、本会定款第2条の規定により次の住所に置く。

鳥取市伏野1729番地5

2. 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

(開設日及び時間)

第3条 月曜日から金曜日までの毎日、午前8時30分から午後5時00分までの間、業務を行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の号に掲げる日は休業とする。

(1) 国民の祝日及び振替休日

(2) 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの各日）

(所掌事務)

第4条 事務局は次の各号に定める事務を処理する。

(1) 本会の事業計画及び事業報告に関すること

(2) 本会の会員情報の管理に関すること

(3) 関係機関及び内部組織との連絡調整に関すること

(4) 本会の会計及び契約並びに資産の管理に関すること

(5) 本会の文書及び公印の管理に関すること

(6) 事務所の維持管理に関すること

(7) その他、本会の事業として必要な事務

(事務局長)

第5条 事務局長は、定款第59条第3項の規定により理事会の承認を経て、原則として会員の中から会長が任免する。

2. 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

(事務局長代理)

第6条 会長が必要と求めた場合に、事務局長代理を置くことができる。

2. 事務局長代理は、理事会の同意を経て、会員の中から会長が委嘱する。

3. 事務局長代理は、事務局長の職務を代行する。

(事務局職員)

第7条 定款第59条第2項の規定により、事務局に職員を置く。

2. 職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を分掌する。

(委任)

第8条 この規則に定めるほか、事務局の運営に必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(改正)

第9条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、本会の設立許可があった日から施行する。

2. この規則は、2019年4月1日から施行する。